

今月のトピックス

令和8年2月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

※二次元バーコードで弊社HPへアクセスできます ⇒



【 今月の担当:中山 】

【在職老齢年金制度の見直しについて】

在職老齢年金とは、働きながら年金を受給する高齢者について、収入が一定額を超えた場合に、年金を調整する制度です。高齢者が希望に応じて働き続けやすい環境をつくるため、令和8年4月より、年金制度改革法に基づき、年金が減額になる基準額(賃金と老齢厚生年金の合計)が、月51万円から65万円に引き上げられます。



※ 老齢基礎年金は在職老齢年金制度の計算の対象にはならず、減額されることはありません。

※ 基準額は、毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。

【障害者の法定雇用率引上げについて】

令和8年7月より、障害者雇用促進法の改正に伴い、障害者法定雇用率が引上げられます。常時雇用している労働者が37.5人以上の企業については最低でも1人以上の障害者を雇用する必要があり、毎年6月1日時点での障害者雇用状況をハローワークへ報告する義務があります。新しい障害者雇用率・対象事業主の範囲については、下表のとおりです。

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上

※ 常用雇用労働者数 × 2.7% = 必要な障害者雇用人数(小数点以下切り捨て)

常時雇用労働者とは:所定労働時間が20時間以上、1年を超えて雇用される(見込みがある)労働者
(所定労働時間20時間以上30時間未満である労働者は1人を0.5人でカウントする)

※ 5人以上の障害のある労働者を雇用する事業所

⇒労働者の中から障害者職業生活相談員を選任し、職業生活全般における相談・指導を行うよう義務付けられています。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。